

2018年度 後期高齢者医療制度の集団「不服審査請求」について

2008年に後期高齢者医療制度の導入を強行したとき、当時の政府は、「姥捨て山だ・差別医療はやめろ」の大反撃にあい、その批判を和らげようと保険料の「特例軽減措置」をおこないました。そうした経過があるにもかかわらず、安倍政権は、「特例軽減措置」を基本的に廃止としました。「特例軽減措置」の廃止により、昨年からは多くの対象者の保険料が引き上がりました。とりわけ所得のない人、少ない人が大きな被害をうけています。

年金者組合神奈川県本部と県社保協、高齢期運動連絡会は共同して、「不服申請」を呼びかけ、昨年は112の方が神奈川県後期高齢者医療広域連合に提出しました。今年3月末に開催された広域連合議会では保険料を1人平均2,590円引き下げました。これは私たちの運動の成果でもあります。さらなる引き下げを求め、今年は下記のように取り組みます。

「後期高齢者医療保険料不服」を審査会に届けましょう

7月下旬から9月初旬

＜各地域での不服審査請求のつどい開催＞

- 「不服審査請求とは」「後期高齢者医療制度とは」の学習のつどい
- 「不服審査請求書」の作成・・・「**保険料決定通知書**」と**印鑑**を持参

9月18日（火）13:30～日本大通7ビル801会議室

＜神奈川県後期高齢者医療審査会への不服「審査請求書」の提出＞

- 各地の代表による提出・・・県健康保険局・保険医療部

採決時期は「年明け」

＜神奈川県後期高齢者医療審査会の審理・採決＞

- 処分庁（保険者＝神奈川県後期高齢者医療広域連合・市町村）の弁明書
- 弁明書に対する「不服審査請求者」の「反論書」
- 「反論書」に対する処分庁からの「再弁明書」
- 県後期高齢者医療審査会の審理・採決（裁決書の被保険者への送付）

裁判まで考えていません

「裁判までやるの・・・」という心配の声があると思いますが、そこまでの運動は考えていません。「高すぎる保険料は耐えられない」という世論を喚起する運動です。

不服審査請求の提出書類

- ① 審査請求書2部（原本＋コピーで押印）
 - ② 平成30年度保険料額決定通知書（コピー）
 - ③ 同意書
- ※代理人提出の場合は、さらに委任状

全日本年金者組合神奈川県本部
〒231-0032 横浜市中区不老町2-8
<TEL>045-663-4061 <FAX>045-663-4062

神奈川県社会保障推進協議会
〒231-0062 横浜市中区桜木町3-9
<TEL>045-201-3900 <FAX>045-212-5654

神奈川県高齢期運動連絡会
〒231-0032 横浜市中区不老町2-8
<TEL>045-663-4061 <FAX>045-663-4062

「不服審査請求」とは…

1. 「審査請求」は「国民に保障された権利」

- 後期高齢者医療制度の根拠法である「高齢者の医療の確保に関する法律」の第128条には、『後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他この章の規定による徴収金（市町村及び後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に不服がある者は、後期高齢者医療審査会に審査請求をすることができる。』とあります。ここに言う「処分」とは、行政の行う決定や公権力の行使のことです。
- 不服審査請求とは、国民の権利利益の救済を図るために行政の決定や公権力の行使が適正かどうかを審査する制度で、決定に納得いかない場合や行政に権利を侵害された場合など、誰でも行なうことができる国民の持つ権利です。
- 後期高齢者医療制度は、国民の権利を侵害する様々な問題があります。不服審査請求は「処分があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内（※）」であれば行なえます。

2. 「不服審査請求」の流れ

- 不服審査請求書を提出すると、その後はどうなるのか…（別紙参照）
- 「反論書」を提出したいが、どう書いたらいいか…年金者組合・県社保協・県高連へ

3. 「不服審査請求」運動の意義

（1）目的…「高すぎる保険料は耐えられない」という意思表示

- （1） 高齢者を差別する制度に強制的に加入させ、保険料を徴収することは許さない。
- （2） 制度が続く限り保険料は上がり続けるため、高齢者の生活を脅かすもので許されない。
- （3） しかも、年金給付はマクロ経済スライドの発動で30年間も下がり続ける一方、介護保険料は月額5300円の水準に達し、消費税8%増税も実施され、もう負担に耐えられない。

（2）現状を変えるのは当事者の声…憲法25条を保障させる取り組み

- ①生活保護基準引き下げへの不服審査請求：全国で
⇒神奈川生存権裁判（2015年9月24日・横浜地裁に提訴し進行中）
- ②年金削減への不服審査請求：全国39地裁
⇒年金引き下げ違憲訴訟（現在、東京地裁で審理中）
- ③全国初の最低賃金裁判
⇒最高裁に上告したが敗訴。最低賃金時給1500円をめざして運動を広げている。

（3）神奈川県後期高齢者医療広域連合議会に影響を与える

- 3月末に開催された神奈川県後期高齢者医療広域連合議会に、県社保協などは「保険料の引き下げ、軽減措置等を求める」陳情書を提出したが、「不採択」となった。しかし、広域連合議会ではじめて保険料1人平均2,590円の引き下げを行った。これはこの間の私たちの運動の成果である。
- 後期高齢者医療の保険料の軽減を求める、不服「審査請求」の運動は、憲法25条と社会保障制度にもとづく権利であり、こうした広域連合議会の姿勢を正すことにつなげていく。

4. 裁判に発展させることは考えていません

「裁判になったら…」という心配の声があると思いますが、そこまでの運動は考えていません。

以上のように、後期高齢者医療の保険料についての不服審査請求の取り組みは、「高すぎる保険料は耐えられない」という世論を喚起する運動を前進させようということです。

「後期高齢者医療制度」とは…

1. 「後期高齢者医療制度」の発足をめぐって

(1) 後期高齢者医療制度は、2008年度からスタート

75歳以上の高齢者を囲い込み、医療費削減のために、別立ての診療報酬、保険料徴収と負担増をめざしたもの。根拠法は「高齢者の医療の確保に関する法律」（高確法）

(2) 厚生省後期高齢者医療制度準備室室長補佐の発言（2008年1月、金沢市内講演）

後期高齢者医療制度について「医療費が際限なく上がっていく痛みを、自分の感覚で感じ取っていただくことにした」（「給付と負担の原則」の強調）

(3) 都道府県医師会の6割以上、多くの地方議会が「反対」「見直し」の意見書提出

2008年6月に、野党4党（民主・共産・社民・国民新党）が参議院に共同提出した「廃止法案」が可決された（2008年8月の解散総選挙で廃案に）

(4) 「高確法」の改定（2009年1月）により、後期高齢者医療制度が発足

国民の世論と運動の高まりに押されて、政府は特例軽減措置を講じることとした（当初は「恒久的措置」）。

2. 後期高齢者医療制度の問題点

(1) 75歳以上の高齢者等を、個人単位で強制加入させ、収入のない人やこれまで保険料負担のない人も含めて、加入者全員から徴収する。

(2) 保険利用の負担割合は、75歳以上1割、現役世代の支援金4割、公費5割と法定化された。75歳以上の人口が増え、医療費が増えれば、自動的に保険料が増える仕組みとなっている。神奈川県の人当たり保険料は、2008～2009年度の88,176円から、2016～2017年度の91,585円に上昇。2018～2019年度は、前述のとおり2,590円の引き下げで88,995円となった（それでも東京都に次いで全国で2番目の高さ）。

(3) 県内後期高齢者109万6千人（前年比4.6%増）のうち、所得100万円未満が7割を超えている（うち「所得なし」が55%以上）。比較的所得が高いと言われている神奈川県でも後期高齢者の生活は厳しいものとなっている。

(4) 年金額が年18万円以上などの場合、保険料が年金から天引きされる。（普通徴収の方を中心に）県内の実滞納者数（2008～2015年度）は29,651人、短期証交付数は1,190件（2015年度）。差押件数は206件（2014年度）となっており、高い保険料の納入が困難な状況が生じている。

3. 保険料特例軽減の廃止

(1) 政府は、2015年1月の「医療保険制度改革骨子」で、後期高齢者医療の保険料特例軽減措置の廃止について、次の見直しを決定した。

- ① 均等割の9割、8.5割の軽減特例をなくし、7割軽減以下とする。
- ② 所得割の5割軽減をなくす。
- ③ 元被扶養者（健康保険などで扶養家族となっていた人）の均等割9割軽減をなくす。

(2) 全国後期高齢者医療広域連合協議会は、2015年11月に国に対し、「後期高齢者医療制度に関する要望書」を提出し、低所得者に対する保険料特例軽減措置について、「高齢者の生活に影響を与える保険料にならないよう、現制度を維持すること」などを求めた。

- (3) そうした要望が出さていたにもかかわらず、政府 2017 年度予算で次の具体化を盛り込み、すでに施行されはじめている。
- ① 所得の 5 割軽減については、2 割（2017 年 4 月施行）⇒廃止（2018 年 4 月施行）廃止により、所得割は 2016 年度の支払保険料の 2 倍になる。
 - ② 元被扶養者の 9 割軽減については、7 割（2017 年 4 月施行）⇒5 割（2018 年 4 月施行）⇒廃止（2019 年 4 月施行）廃止により、均等割は 2016 年度の支払保険料の 10 倍になる。
- (4) 2016 年 6 月時点での保険料軽減対象は、加入者の約 58%をしめ、この大半が特例軽減措置の廃止によって保険料負担が大幅に増えることとなる。

4. 75 歳以上の医療費窓口負担の 2 割負担の動き

70～74 歳の医療費窓口負担の 2 割負担化に続いて、政府は 75 歳以上も原則 2 割負担とする方針について「18 年度末までに結論を出す」としている。後期高齢者医療の保険料の特例軽減措置の廃止とあいまって、後期高齢者の「いのちと健康」にとって深刻な事態をもたらすと考えている。

5. 去年の後期高齢者医療制度の「不服審査請求」の取り組み

- (1) 後期高齢者医療の保険料の軽減特例措置が廃止されたことから、昨年 6 月、この措置に対し、年金者組合神奈川県本部と県社保協、高齢期運動連絡会は共同して、「後期高齢者医療の不服申請をおこなおうと呼びかけた。
- (2) 8 月下旬から 9 月中旬にかけて、県内 9 カ所で「不服審査請求のつどい」を開催し、129 人が参加した（一昨年は、横浜で 1 カ所 20 人の参加）。「不服審査請求とは」「後期高齢者医療制度とは」の説明と「不服審査請求書」の作成ととりまとめを行った。
- (3) 9 月 20 日、神奈川県後期高齢者医療審査会への「不服審査請求書」の 105 名分の提出行動を行い、代表 11 人が参加した。10 月 2 日に追加提出し、合計で 112 名の請求書提出となり、昨年（38 名）の 3 倍の請求者を実現した。後期高齢者医療に対する運動を地域で巻き起こす契機となる取り組みとなった。

6. 保険者は「神奈川県後期高齢医療広域連合」（市町村ではない）

- (1) 保険者は、都道府県の後期高齢医療広域連合で、市町村ではない。市町村は、広域連合に保険費用等を拠出するが、予算・決算上の処理となるため、市町村議会では問題や改善について審議されていないのが実情。
- (2) 国民健康保険や介護保険制度は、市町村が保険者となっているため、被保険者にとって身近に相談できるものとなっているが、このように、後期高齢者医療制度は、県の広域連合が保険者であるため、被保険者にとって遠い存在となっている。
- (3) 広域連合議会の議員は 20 人で、現在、横浜市 7 人、川崎市 3 人、10 市町（横須賀市・相模原市・鎌倉市・藤沢市・平塚市・小田原市・厚木市・大和市・二宮町・山北町）から各 1 人選出されている
- (4) 神奈川県広域連合議会は、年 2 回（3 月と 8 月）わずか 2 時間程度で予決算などを審議するのみで、制度の問題や改善、被保険者の状況についてまったくといっていいほど審議されていない。
- (5) 後期高齢者医療制度の改善をめざすために、年金者組合と県社保協、高齢期運動連絡会は広域連合議会への陳情を行っているが、当事者が意思表示することができる不服審査請求の取り組みが大きな影響力を発揮することと考えている。

以上